

会 議 録

会 議 名	第6回 環境パートナーシップ会議設立準備会会議録					
開 催 日 時	平成16年1月15日(木) 午後6時00分～午後8時15分					
開 催 場 所	宇都宮市役所 14階D会議室					
出 席 者	準備会委員	青木 章彦		荒木 廣治		大谷津 孟
		神宮 由美子		陣内 雄次		高橋 悟
		三宅 徹治		森本 久子		山形 雅美
	事 務 局	宇都宮市環境企画課宇梶統括グループリーダー他6名				
公開・非公開	公開・傍聴人なし					
議 題	議 事 (1) (仮)環境パートナーシップ会議の会則(案)について (2) 今後のスケジュールについて					

発言要旨 【1.(仮)環境パートナーシップ会議の会則(案)について】

三宅委員長	<p>皆さん、新年明けましておめでとうございます。昨年中は、環境パートナーシップ会議設立準備会に積極的なご参画をいただき、お礼申し上げます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。昨年を少し振り返りますと、先ず、7月にこの「設立準備会」を立ち上げてまして、協働の基本原則やワーキンググループで取り組む活動テーマなど、これまで5回に渡りまして、メンバーの皆さんが知恵と労力を出し合いながら、検討を行って参りました。また、この間には、ワークショップのファシリテーターとして岡田雅代さんにも多大なご協力をいただきまして、徐々にパートナーシップの形が見えてきたものと実感しているところでございます。</p> <p>さて、年も明けまして、この準備会も、予定では今日を含めてあと2回となっております。本日の議題は大きく2つございます。1点目としては、環境パートナーシップ会議の会則(案)につきまして、事務局で作っていただいた「叩き台」をベースに、皆さんと話し合っていきたいと思っております。また、2点目としては、いよいよ環境パートナーシップ会議の設立も6月に迫って参りましたので、これからのスケジュールにつきまして、改めて確認していきたいと思っております。会議は8時30分の終了を予定しておりますので、メンバーの皆さんの積極的なご意見と会議運営のご協力をいただきますよう、宜しくお願いいたします。</p>
-------	---

お手元に配布いたしました資料をご覧ください環境パートナーシップ会議の会則(案)(別紙)について説明します。この会則案は、前回の準備会において、ワークショップの意見などを踏まえ、集約したものです。例えば、第3条をご覧くださいとわかりやすいと思いますが、条文の下に、点線枠のボックスがございます。ここには、その条文に関する、前回の準備会の意見と条文への反映などの関連性が示してあります。また、第1条のように今後のスケジュール的なものを記載したものもございます。本日は、これら全般について、ご協議いただくものです。なお、会則は、今後の会の運営の根幹となるものでありますので、この会則に掲げた条文が、活動する上で今後マイナス要因になることなく、ある一定の自由度を確保しつつ且つ対外的にも、本会の役割やしぐみがわかりやすいものに仕上げたいと考えておりますので、そういったことも併せて視野に入れながらご協議いただければと思います。また、会則のとりまとめについては、本日のご協議いただいた内容を踏まえ、次回に再度修正したものをご提示させていただき、形にしたいと考えております。

それでは、さっそく第1条から説明します。第1条は、名称について示したものです。現在は、仮の名称でうつのみや環境パートナーシップ会議となっておりますが、次回に名称を決定したいと考えております。つきましては、次回の準備会を2月26日(木)に予定しておりますが、2月20日(金)までにご提案いただければと思います。

第2条は、前回ご提示したイメージ資料に記載した内容に協働の基本原則に基づきといった文言を付加したものです。協働の基本原則については、みなさんの意見を集約したものを第2回の準備会で、ご提示させていただいたものですが、これまでの協働作業を通じて、気がつかれたことなどがございましたら、先の名称と同様2月20日までにご意見をいただければと思います。

第3条は、前回のワークショップでいただいた意見に基づき、環境基本計画に掲げた環境面のまちづくりに関する基本目標の実現のための協議及び事業を実施する場としての役割を担うといった文言を付加いたしました。各号については、前回にご確認をいただいた内容でありますので省略します。

第4条については、記載のとおりですが、7ページの附則第2項に示した、市民の考え方の訪れる人々については、例えば講演会や自然観察会などに参加するために、宇都宮に来られる人々も含めるといった意味でございます。

次に、裏面に移ります。第5条の説明は省略し、第6条を説明します。前回の準備会で、財政基盤及び運営を確立するためにも会費を取ることに關しては、ご賛同いただきました。前回の協議の中では、市民ひとりあたり、3,000円程度の会費をとってはとのご意見もございましたが、他の環境パートナーシップ型組織を参考にしつつ、栃の環県民会議の整合性を図りながら、1から4号に掲げる区分に応じた額として、ご提示させていただきました。また、寄付金、賛助金等の収入を併せて考えるとといったご意見につきましては、6ページの下から3行目の第14条に反映しておりますのでご確認ください。

続いて、第7条を省略し、3ページの第8条の事業について説明します。事業は、第1項の記載のとおり、全体活動とワーキンググループに区分して実施し、全体活動としては、総会、環境フェアへの参画や基本計画にうたわれている市の環境状況報告書への意見を述べるといったことについて、前回の協議の中でとりまとまりました。

それらについては、総会で事業計画(案)として、アウトプットしたいと考えております。会則では、会員同士の相互交流や市民への意識高揚を図ることといったおおまかな表現にとどめた整理とし、そのために総会や環境フェアへの参画などの事業を展開していくといったことをご理解いただければと思います。また、新たに下の四角の枠の中に示した新規参加者の呼びかけなどについても、事業として何らかの形で具体化された

	<p>場合にも対応できるような表現と致しました。第2項のワーキンググループについても、同様な考え方でございまして、現在の3つのグループの他に新たなグループが形成された場合にも網羅できるような、第2条の目的を達成するための必要な活動を行うといった表現として整理いたしました。</p> <p>続きまして次のページの、第9条の役員及び第10条の総会について併せて説明します。前回の協議において、本会の会長、副会長は、市民、事業者、学識者、行政のそれぞれの主体から実践活動に携わる方を選任し、また、特に会長に関しては、民間の方から選任することが好ましいといった意見をいただきました。また、役員として、会計を監査する監事を置くことについても併せて了承されたことと思います。これらを踏まえて、条文にしたものが第9条でございます。また、第10条の第1項から4項までは、総会の開催や議決の条件等について示したものであり、5項については、予算、決算及び全体活動計画についての審議について記載してあります。また、6項は、総会が審議する役割を担う場とともに、事業の総括やワーキンググループの事業計画案について報告を受けることを兼ね備えた場であることについて記載したものでございます。</p> <p>続きまして次ページにお進みいただき、第11条の企画運営委員会について説明します。企画運営委員会は、第2条の目的及び第3条の役割を果たすための協議や事業の創出及び、事業の枠組みをつくるとともに、進行管理をする役割を担う機関として、前回の協議を踏まえて条文として整理したものでございます。具体的には、第2項の1～4号までに示してあるように、総会議案の作成や全体活動の企画・運営及びワーキンググループの設置・見直しをするといった文言として反映致しております。また、第3項～第7項については、当委員会の構成や委員長の役割などを表したものでございます。その他第8項については、補助金の獲得に向けた検討などテーマを絞った議論を行うための小委員会を設置するべきとのご提案を踏まえて会則に落とし込んだものでございます。</p> <p>続きまして、6ページの第12条のワーキンググループに移ります。ワーキンググループについては、第2条及び第3条に示した目的及び役割を遂行するために具体的な活動を実施するために設置することについて第1項で定義し、活動計画(案)や定期的な活動について企画運営委員会に報告するといった役割について第2項で示しております。また、第3項では、ワーキンググループの構成について示しております。</p> <p>次に、第13条の事務局の説明に移ります。本会の市民への庶務、会計事務など、協働で事務局の役割を果たしていくことを基本とすることを示したものでございます。第14条については、第6条の説明と重複しますので省略します。第15条は、ご覧のとおりです。次ページをご覧ください。</p> <p>最後に、附則についてですが、第1項ですが、あくまでも予定でございまして、現在6月5日の環境の日に本会の設立を考えております。この会則については、その際の総会で承認された日から施行するといったことを示しております。第2項から4項までは、ご覧のとおりです。また、附則別表に冒頭で説明した協働の基本原則を掲載しております。以上です。ご協議よろしく申し上げます。</p>
三宅委員長	<p>ありがとうございました。ポイントだけで言いましたので、一つ一つ大切に協議していきたいと思っております。1条から順次協議していくという事ですが、途中で戻っても構いませんので宜しくお願いします。まず第1条の「名称」について、「うつのみや環境パートナーシップ会議という」という事ですが、これについてはいかがでしょうか。環境基本計画の中に謳われている事に合致はしていると思っております。この名称には、会議の目的などもあり、「環境」という言葉が入っているのもいいのかなと思っております。</p>
委員全員	特に意見なし。

三宅委員長	では、よろしいですか。また戻っても構いませんので、第2条の「目的」に移りたいと思います。ここには、環境基本計画を推進するために、という事が明確に書いてあります。そして、協働の原則に基づいてという事です。
高橋委員	基本原則に「(附則別表)」とありますが、「別表」ではなくて、なぜ「附則別表」なのですか。附則というのは、この会議規則はいつから施行するとか、工事の締め切りについてなどを記載する場合に使いますが、この附則の中には附則別表の事には触れられてなくて、いきなり附則別表に基本原則の中身を委ねているのですが、それは別表であってはいけないのですか。つまり、本文の別表という様に書いてはいけないのですか。
事務局	附則別表でなければならないという訳ではありませんが、その事につきましては、法律等を踏まえまして、ここの表現につきましては次回の会議までに整理させていただきまして、間違った表現であれば訂正させていただきたいと思います。
三宅委員長	今の指摘を整理しますと、基本原則を別表という事で別に書くのは構わないという事ですか。
高橋委員	基本原則別表という事にしておけば、本文の別表として解釈できると思います。
事務局	この別表につきましては、ステータスであると言う部分が出てくると思いますので、そういう意味では要綱の書き方などの中で、この基本原則が別表だけになるのかという事を、これから確認したいと思います。
三宅委員長	附則別表を見たときのイメージなのですが、「基本原則1」「基本原則2」・・と言うのは少し重たい感じがするのですが。例えば、個人的な感覚ですと、「附則別表基本原則」と書いてその中で1, 2, 3, ・・と並べるだけなのですが。何か良い表現がないのかなと思います。 附則別表も含めて皆さんに意見をお願いしたいのですが。
神宮委員	附則別表と言うのは、附則の中の別表という意味ですよ。
三宅委員長	これは、例えば第3条に「協働の原則」として一項設けるのは難しいですか。例えば、協働の原則と言うのが、環境パートナーシップ会議だけではなくて、いろいろな所で使われるとなると本文に入れては大変だと思うのです。これはいろいろな所で使うのですか。
事務局	あくまでも環境パートナーシップ会議における協働の原則であるのご理解いただきたいと思います。他の市の事例につきましては、こういった準備会などで協働の基本原則をまとめた事例が無いのです。この他の環境パートナーシップ会議についての権威的な方として、岩手県に高橋氏という方がいるのですが、その方が言われている基本原則を大事にしていきましょうと言うのは、他の市は会則以外で示している状況であります。ただし、今回の準備会の中では、初めてまとめ上げられたという特徴を示す意味で、ぜひとも附則別表といった表現とは別に、何らかの形で会則に折りこみたいと思っています。
三宅委員長	折り込むことは良いと思いますが、神宮委員が言われた事が、大事な事なので本文以外に出せないですかという話ですね。
高橋委員	別表は分かりやすく、それは別な所に書いてありますよと言う意味ですから、附則だと弱いと思います。附則に書いてある事を説明するという意味になってしまいますから、何も問題が無ければ別表扱いでいいと思います。
三宅委員長	基本原則について何かご意見ありますか。
陣内委員	全体のトーンとして保全という事を強調して書いてありますので、良好な地域環境の確保という事を考えて、悪い所を改善していくという所も付け加えて、今の環境で満足する事ではないという事も書いた方が良くと思います。

山形委員	自分の周りの環境を整えるという事で、人間中心の考えになってしまっているので、地球や植物、他の動物への思いやりを考えていけるような会議にしていく方がいいのかなと思います。
三宅委員長	今、意見があったのは、環境の創造と言う話と、地球環境に関する話ですね。
山形委員	人のために環境を守るだけでなく、動物や植物も含め、相手を思いやって活動することが大切だと思います。
三宅委員長	環境基本計画の中にも、地球規模の環境の広がりに対してのものもありますので、その趣旨は大切だと思います。
森本委員	「目的」の中の2行目の所に「環境保全活動を取り組むことにより」とあり、その姿勢として含まれているのですが、あえて山形委員が言うとおりの、文言として優しい言い方ですが、姿勢が分かる様な事を入れてもいいと思います。協働と言うと人間だけでしか出来ないと思いますが、動植物から受けている恩恵もあるわけですから、そう言う所も入れるといいと思います。
三宅委員長	次に「役割」に移りたいと思います。
森本委員	「目的」の中でもう一つ加えたいのですが、環境パートナーシップ会議と言うのは、市民、事業者、行政の協力を深めていくという事ですが、宇都宮から発信するというものがあれば、役割として嬉しいかなと思います。地域だけで環境保全活動を行うのではなく、ここから県へ、更には他県へと波及していく様に、ここから発信していける会議でありたいと思います。ここで実践したものが他の地域へ貢献できるような、そのくらい志しを高くした方が意義があるのではないかと思うので、他の地域をリードできる様な環境活動が実践できる都市を目指す、みたいな事が加わるといいと思います。当然、市の中だけでは無理なので、いろいろな地域との交流を図る訳ですから、ここからも出せるものがあればいいと思います。
三宅委員長	趣旨は賛成ですが、表現するとなると、地域全体から全国へ、といった感じになるので大きくなってしまおうのかなと思います。ただ、情報発信という意味ではいいと思います。
陣内委員	宇都宮は栃木県の中心地ですので、環境問題を考える時には、広域的な視点でないとだめだと思いますが、文章化するとなると少し難しいと思います。
高橋委員	目的の中に入れるのは難しいと思いますので、事業の中に入れるという事になるのですかね。ただ、事業としても具体的な事業ではない部分があるので、非常に難しいと思います。
神宮委員	会則なので、あまり細かくなならない方がいいと思います。
三宅委員長	今の指摘については、ペンディングしてあとで検討したいと思います。 では次に、第4条の「会員」に移りたいと思います。これには「市民の考え方：宇都宮市に住んでいる人はもちろんのこと、宇都宮市で働き、学ぶ人々、宇都宮を訪れる人々を対象とします。」と言う補足がありますが、「訪れる人」の定義が難しいと思います。これは、かなりオープンな感じですね。 次に、第5条の「入会」に移りたいと思います。これは皆さんに確認しなければいけない部分ですが、ここには「審査」と言う定義が全然ありません。申込書を出せば会員である、という様に読めてしまいます。一般にある会の入会手続きでは、「～委員会の了承を得る」などの堅苦しい会もありますよね。そう言うものが合うかどうかはわかりませんが、この原案は、申込書を出せば入会できる。会長には拒否権があるかどうかもわかりませんが、この文章ですと、出せば入れるという事になると思います。敢えて、審査というものはいらぬということですかね。
高橋委員	審査項目がないのですかね。

森本委員	よくあるものとしては、宗教とか政治関係の意思を持って入ってくる方がいて、そういう方に関してはお断りします、と明記してある所もあると思います。そういう部分は無くてもいいのですか。栃の環県民会議はどうですか、書いてありますか。
事務局	栃の環県民会議は誰でも入れますが、年会費を2年以上納入していない会員については除名します、という事になっております。
高橋委員	会員証の様なものはあるのですか。
事務局	会員証を発行している所もありますし、発行していない所もあります。栃の環県民会議についても、今の所は発行していません。参考ですが、「京のアジェンタ21フォーラム」では、会の名誉を傷つけ、または会の目的に反する行為があった時には、といった規定を設けている所はあります。ただし、入会に関して特に制限は設けてありません。
三宅委員長	審査が難しければ、除名条項というものが必要かと思えます。個人的に関係している会議では、そういったルールを決めずに会を決めていったら、会費を払わない人が出てきて、その人の処置をどうしようかという事になり、理事会で2年間払わなかったら除名にしようと思った経緯がありました。そういう意味では、2年間払わなかったら除名する、という様なものを決めておいた方がいいのかなと思えます。
高橋委員	第7条の「退会」の所で言おうと思っていたのですが、実際に退会届を取るのかという事です。来なくなってしまった人は、退会届を持ってこないと思うのです。ですから、今の話にあったような会費を2年間払わない場合や、会の趣旨に反する事をした場合など、何かの場合は「別途に定める」にしておいて、その中で、2年間払わない人は退会扱いにするとか、趣旨に反した場合は委員会等に諮って除名にするといった事は、別途定めるとしておいて、別の所で定めておけばいいと思います。退会届を取るとしても、現実的には難しいと思います。それについては別に定めるとしておけば、総会に諮らなくても委員会に諮れば済むと思います。
三宅委員長	第5条、第7条はセットみたいなものなので、入会はオープンにするとして、退会については退会の処理事項を何か決めておくのが良いかのかもかもしれませんので、退会の処理についてはもう少しわかりやすくしておいてください。 次に「会費」についてですが、ここにある金額はどうですか。
神宮委員	民間団体と公共団体の違いは何ですか。
事務局	民間団体につきましては、市民団体や組合を対象としています。公共団体につきましては、基本的には、例えば国土交通省の出先機関の宇都宮事務所や宇都宮气象台などを意識しながら考えた整理です。
三宅委員長	1口とかいてあるのは運用上2口でも可能ですか。
事務局	2口でも可能です。
三宅委員長	事務局で論議した事を紹介しますと、事業所ごとにゴミ拾いをやりましょうといった事があったとして、それだけに参加する人についてはここには入らないという事です。 次に第8条の「事業」に移りたいと思います。 ワーキンググループの事業内容はもっと広いと思いますが。
陣内委員	ワーキンググループの研修会などは1つの手法であって、テーマごとにグループを作っているというのが趣旨なのではないのかなと思えます。各ワーキンググループで持っているテーマを達成するために、研修会とかワークショップとかいろいろな手法がありますが、ここに書いてあることは手法であって、ワーキンググループというのはテーマ別に形成されて、それを達成する事が環境基本計画の実現に繋がっていくのだと思えます。
三宅委員長	言葉が混乱しているのかもしれませんが、事業ですから全体活動とワーキンググループ活動とに分けているのですが、本文を見ると全体活動はこうで、次はワーキンググルー

	ブ活動は・・・となっているので混乱してしまうのだと思います。
神宮委員	事業は、目的を達成するためには次のようにする、という様に具体的にしていかないと混乱してしまうかもしれません。事業は、全体活動とワーキンググループ活動に分けて考えた方がいいと思います。
三宅委員長	陣内副委員長が言われたワーキンググループ活動の目的は何か、という事は第12条にあります。事業として第8条に書くのであれば全体活動として書くのはいいと思います。
事務局	この部分につきましては事務局としても悩んだ部分なのです。なぜ全体活動とワーキンググループ活動に分けたかといいますと、ワーキンググループ活動に関しては、企画運営委員会で意思決定を諮る、という事で企画運営委員会の審議決定する事項に整合を取れるという意味合いで区分したのですが、ワーキンググループに関しては、当初は具体的に環境に関する情報の発信と交流に関することや、宇都宮らしい環境学習の展開という事で、来年度からスタートするワーキンググループを意識した形で当初は考えていたのですが、例えば来年度、新たにワーキンググループが発生する可能性がありますので、こういった会則などを基に対応ができる様な表現としたのですが、陣内副委員長の言われた様に、具体的な環境保全活動を行うのがワーキンググループであるという様な表現に改めたいと思います。
三宅委員長	では次の第9条の「役員」に移りたいと思います。会長1名、副会長3名以内、監事2名以内、任期2年という事ですが、将来つらくなるかなと思いますので、運用面では2～3名でいいと思いますが、表現は「若干名」という記載の方がいいのかなと思います。
事務局	事例では、2名、3名の表現もあり、若干名という表現もありますが、前回の意見も踏まえて、例えば、会長、副会長については、事業者と行政、学識者、市民という事を意識した上でその様な表現にしたのですが、その辺につきましては、ある程度の自由度を確保するという事も大切だと思いますので、修正させていただきます。
三宅委員長	今後、どの様になるのかわかりませんが、若干名という表現にしておいた方がいいのかなと思います。
神宮委員	役員会と企画運営委員会のつながりというものは無いのですか。組織図というのはどうなっているのかなと思います。
事務局	前回の準備会で、実践活動を行っている方が役員になるという事で、あくまでも事務局としての考えなのですが、そういった意味で企画運営委員会の委員の中から会長、副会長、監事を選べる仕組みですと、組織自体もかなり機動性のあって、活性化するのかなと考えていまして、役員会を設けなくてもいいなら透明性も確保されますし、実情の分かっている方が会長である場合は、機動性なども確保できると考えていまして、また、前回の準備会で著名な方に関しては名誉会長という事がいいのではないかというご意見をいただきましたので、そういった方に関しては、顧問とか名誉会長という事も今後考えていきたいと思っています。
高橋委員	企画運営委員会の中の条文にも関係あるのですが、企画運営委員会の委員長がどう決まるのかが書いてないのです。今のイメージから言うと、企画運営委員会の委員長は役員の中から選ぶ、という言葉が入るのかなと思います。企画運営委員会の委員長は誰でどう決まるのかと言うのは書いてないですね。
事務局	第11条7項に「委員長及び副委員長は委員の中から互選する。」と記載してあります。実践活動を行う環境パートナーシップ会議の中では、実際に活動ができる方で、その活動が広がっていく様な組織にしたいと考えていまして、なるべく機動性の高いものになりたいと思っています。
三宅委員長	確認ですが、企画運営委員会の委員長が会長になるという事ではありませんよね。

事務局	その事につきましては非常に大切な部分でありまして、今回に関しては委員の皆さんの考えを聞きまして、時間をかけて決めて行きたいと考えていますが、基本的に企画運営委員会の委員長が総会の会長であるという可能性もあるという様に、今の所は事務局としては考えています。
三宅委員長	総会の会長については、年に1度来て貰えばいいと考えています。
森本委員	会員はどここの組織に入るのですか。単なる会員ですか。
事務局	単なる会員という方も出てくると思います。庁内にも他にパートナーシップ組織がありますが、その中には会員になっている方でも活動に参加されない方という方もいるという話も聞いています。会員として活動に参加する方については、基本的にワーキンググループに入っただけ形になりまして、例えばワーキンググループの中の中心的な方の中から企画運営委員会の委員になっていただきたいと考えています。
森本委員	会費をいただく方たちは、各ワーキンググループの活動の中で会員ということになる訳ですよ。最初の運営委員会とか役員会とかは、最初の2年間くらいは決めた方で行うのでしょけれど、その後は、ワーキンググループの中心的な方などで互選された中で企画運営委員会の委員になるという事もあるわけですよ。このような構図でいいですよ。
三宅委員長	前回の準備会で、企画運営委員会というものはかなり機動性のあるものであるという事で、役員会というものは1年に1度来て貰うという事に決めたかと思っています。そこが同じでは、存在する意味があるのかという事になってしまいます。例えば、企画運営委員会の委員長が会長であるとか、企画運営委員会の副委員長が副会長であるとかですと、組織の名前が違うだけで、具体的には何も変わらないという事になってしまいます。
事務局	このことにつきましては、事務局としてもかなり議論して、委員の皆さまのご意見を聞きながら進めて行こうと考えている所ですが、現在、市民会議という名の組織が庁内で作られておりますが、それは市長が会長であり、実際に具体的な活動を行っているのかどうかは疑問であり、それでは今まで通りの行政主導で何ら変わりのないものであり、この環境パートナーシップ会議は、あくまでも行政主導ではなくて協働で活動していきたいという形の中で、実際に活動をしていく方の中から選んで進めていくという事が、これからの市民協働の組織の中では大切な事であると考えていますので、十分に協議していただきたいと考えています。
高橋委員	第10条5項(3)の「役員承認に関する事。」が総会の役割になっていますが、この役員というのは、第9条に書いてある会長、副会長、監事の事だけを指しているのですか。
事務局	はい。会長、副会長、監事の事だけを指しています。
高橋委員	つまり、企画運営委員会の委員は、誰が決めるのか、総会での承認は受けないのか。企画運営委員会は委員で構成されますが、この人が委員である、という事を総会では承認しないのですか。第11条の企画運営委員会で誰が委員になるのかと思ったのですが、それは3項に記載してある訳ですよ。その中に「委員長が指名する者」と書いてありますが、7項の委員が決まらなると委員長が決まらないのですよね。ですから、企画運営委員会の委員は、いつどの様に決まるのかが分からないのです。
神宮委員	会員の中から責任者を企画運営委員会に入れるわけですね。会員の中で企画運営委員会の中に入らない方の中から、会長、副会長、監事を選ぶ訳ですね。総会の準備は誰がするのですか。企画運営委員会がするのですか。
高橋委員	総会は議案に関する事ですね。ですから、通常で言う役員会の役割を企画運営委員会が持っている事になると思います。普通ですと総会で承認を受けるのだと思いますので組織図では反対側にあると思うのです。実際の実権は企画運営委員会が握る組織の形で

	<p>あると、誰が決めたのかという事になると思います。</p>
大谷津委員	<p>この会議を何回かしてきましたが、この企画運営委員会には、ワーキンググループの代表が入るという認識の下で行ってきているので、ここではそれが抜けてしまったのかも知れません。</p>
神宮委員	<p>この原案には組織図が入ってないから分からないのかも知れませんか。</p>
三宅委員長	<p>では次に第10条の「総会」に移りたいと思います。</p> <p>この中では、5項が大切な部分になるのかと思います。この「総会」の中では、5項が審議事項、6項が報告事項という様に大きく分けるのですかね。</p>
神宮委員	<p>報告を受けるというのは、総会がワーキンググループの報告を受けるのか、企画運営委員会が報告を受ける事なのかどちらなのか。会員に対して報告をするのですね。</p>
森本委員	<p>この間、組織図みたいなものが仮に出てきましたが、それで、どうすればワーキンググループが動きやすいのかとか、どう扱えば完全になるのかなどを考えなければいけないという事で、棚上げになっていたと思いますが、それで、総会と企画運営委員会とがあいまいになっているのだと思うので、そこを決めないといけなないと思います。ですから、ワーキンググループで活動する時に、会長まで決裁されなければ動けないとか、その様な事があるならば、その部分を省いて動きやすい組織にしないといけなないと思うので、皆さんで協議しないと進まないと思います。</p>
三宅委員長	<p>通常は、審議事項と報告事項に分けていて、報告事項は前年度の実績や決算報告、審議事項は来年度の活動について審議するという事になると思います。6項を起こした意味を改めて考えてみるとよく分からなくなってしまうですね。5項の(1)「全体活動計画及び予算に関する事。」の「全体」を省いて、「活動計画及び予算に関する事。」にすれば、6項の部分が全部入るのかなと思います。6項を起こした意図がつかめてないので。</p>
事務局	<p>6項を起こした意味につきましては、ワーキンググループの意思決定が速やかに出来るという事を意識いたしまして、基本的には、全体の事に関しては総会で意思決定をして、ワーキンググループの事に関しては企画運営委員会で意思決定をするという仕組みにしたいために5項、6項に分けたのですが、6項に関しては、総会についてもワーキンググループの事業計画や事業報告についても、きちんと情報を発信する場にしなければならぬという事で、あえて6項について記載しましたが、分かりにくいと思いますので、検討させていただきたいと思います。</p>
三宅委員長	<p>大きな意味がありますね。討議する事と、ただ報告するだけでいいという事に分けているという事ですね。要約すると、6項とした意味は、ワーキンググループ活動についても事前承認はいらぬ、総会での事前承認もいらぬので、積極的に活動して構わぬが、報告だけはきちんとして下さいという事ですね。</p>
高橋委員	<p>その事は、企画運営委員会の責務の中に記載しておけばいいと思います。そうすれば、総会については先ほど三宅委員長が言われた様に、全体活動と個別のワーキンググループ活動とに区別しなくても、総会として行う活動全体に対する計画、予算であると読めますので、総会の審議の中でワーキンググループの1つ1つを審議してもらわぬけれども、活動計画及び予算に関する事とだけ書いておいて、企画運営委員会の責務の中に総会に報告するという事を書いておけば済むと思います。ですから、第11条の企画運営委員会の所に、総会議案に関する事と同じ意味で、総会への報告義務を企画運営委員会の責務にすればいいのだと思います。</p>
神宮委員	<p>企画運営委員会は普段は自由に行動して、総会に報告をする。ワーキンググループを全面に出して行きたいという企画運営委員会の趣旨はよく分かります。</p>

三宅委員長	6項の中身ですが、(2)の「ワーキンググループの活動計画に関すること。」というのは、これをそのまま素直に読むと、実施前に計画を総会で審議しなければいけないという様に読めてしまうのですが、そうではないですよ。
事務局	総会をいつ開催するのかにもよりますが、基本的に4月1日から3月31日が1つの年度という事で、総会を当初に開催できればいいのですが、お話のとおり、事前に審議しなければいけないという事になると難しい部分が出てきますので、このことにつきましては、検討させていただきたいと思います。
三宅委員長	企画運営委員会の趣旨としては、総会にその都度ワーキンググループの活動計画を報告しないとやってはいけないという様にはしたくない、ただ、透明性という観点から活動については報告義務があるが、結果報告でいいという事ですね。いずれにしても、総会でのタガをはめない様にしたいという事が皆さんの意見だと思えます。年に1回しか開催しないので、それに縛られない様にしたいという事です。 次に第11条の「企画運営委員会」に移りたいと思います。 この2項目が大事な所だと思います。
高橋委員	先ほどの「総会」の6項と関連しますが、むしろ6項を削ってしまって5項(1)の「全体活動～」の「全体」を削って、そして6項に書いてある事は全部この企画運営委員会の2項にある審議し決定する、という所に「ワーキンググループ活動計画及び活動に関し総会に報告すること」という様に入れてしまえばいいのかなと思います。企画運営委員会の責務に入れてしまえば、自動的に1年間の活動内容を総会への報告案件として報告して、それを総会は承認するだけという形になると思います。
三宅委員長	原案にある審議事項の下の黒枠の中の「第5回準備会での協議のまとめ」にある、「年次報告書への意見、提案を行う」については、明確に記載した方がいいと思います。タイミングとしてはどうなるのですか。年次報告というのはだいたい前年度の分が上期の終わりくらいにまとまってくると思いますが。
事務局	8月か9月くらいには前年度の分を集約し、行政なりの評価をした形を出して、それをパブリックコメントなどの形で公表して意見をいただくとともに、この会議も意見を言うという形にしていければと思います。
三宅委員長	まさに実践部隊としての発信があっていいと思います。
高橋委員	堅苦しくなってしまいますが、環境パートナーシップ会議として意見を言うのですよね。企画運営委員会として意見を言う訳ではないのですよね。
三宅委員長	環境パートナーシップ会議としての意見ですね。
高橋委員	そう考えると、総会で決定して意見を言うという形になるのでしょうか。しかし、実際にはこの形だと動かないと思うのですよね。だからといって、企画運営委員会の役割として書くのもおかしいとは思いますが。環境パートナーシップ会議の名前を使って意見を言うという権限は、企画運営委員会には委ねられないと解釈する事になりますかね。そうしないと、総会に諮って意見を言うという事になるので、本当に動かなくなってしまいますので。言いたい時に言えなくなってしまいますが、だからといって、企画運営委員会の責務に明文化してしまうのも少しバランスが悪い様な気がします。
大谷津委員	2項(5)の「その他必要な事項」という事に含めて貰えればと思います。
三宅委員長	あえて書かなくても、企画運営委員会が活性化されていればそれ位の事はやってくれるかも知れませんね。それでは、あえて明文化しなくてもいいという事でよろしいですか。 では次に3項と7項についてですが、無限ループに陥ってしまいますので、きちんと整理していきたいと思います。
事務局	基本的には、ワーキンググループのメンバーとか、会長や副会長が選任した方を以ってあてるという事になると考えています。まず、総会で役員の方を承認して、その役員が

	企画運営委員会について選任するといった仕組みが一般的ではありません。
青木委員	総会についてですが、議事を作るのが企画運営委員会なので、企画運営委員会のメンバーが正確に決まっていないと、総会を開けなくなってしまいます。そうすると、企画運営委員会の構成メンバーを明確にしておく必要があると思います。1つの案としては、企画運営委員会をワーキンググループの中心人物で構成するとすれば、現在のメンバーが中心的になると思いますから、便宜的に準備会の構成メンバーを充てておいて、そこからという可能性もあると思います。
高橋委員	最初の委員は準備会のメンバーを充てておくという事ですね。
神宮委員	企画運営委員会の「小委員会」とは何ですか。ワーキンググループと小委員会とは別ですか。
事務局	小委員会に関しては、テーマを絞った議論という事で前回の会議において、例えば、補助金や助成金といったお金を集める事にターゲットを絞った事を決める時に、小さな委員会を設けて、小委員会でその事について検討していった企画運営委員会に持ち上げるといった、ある程度機動性のある小委員会を企画運営委員会の下に置くといった事で提案をいただきましたので、それを反映させる形で第8項に記載させていただきました。
三宅委員長	では次に第12条の「ワーキンググループ」に移りたいと思います。 ここには、ワーキンググループが何を行うのかが書いてないですね。
事務局	具体的な環境保全活動を実施するテーマを記載する様に調整させていただきたいと思います。
高橋委員	テーマを書くとした場合、12条のワーキンググループの中で書くのか、8条の事業の中で書くのかどちらになるのでしょうか。
三宅委員長	8条の事業の所は事業の中身で、ワーキンググループ活動のミッションは12条になると思います。
神宮委員	ミッション的に11条と12条で同じ事は書かないで、別の所で企画運営委員会とワーキンググループを整理するという手法はどうですかね。
三宅委員長	組織の所で書くのですかね。
神宮委員	整理の仕方としては、いちいち第何条という様に謳わなくてもいいと思います。
事務局	他の環境パートナーシップ会議の会則の事例では、組織として区別しているものが見当たらなかったため、この意見を踏まえて検討したいと思います。
青木委員	他で作られていないというのは、新しい活動なので枠にはめないで、発展を認めるという形になるのかと思います。組織で動いてしまうとそれ以上発展できなくなってしまうのかもしれない。
森本委員	京都のアジェンダ21フォーラムの具体的な図の様なものがあれば、比較的理解しやすいと思います。
高橋委員	ワーキンググループは枠にはめたくない訳ですから、組織として書くと、環境パートナーシップ会議が企画運営委員会とワーキンググループを含めた形ですが、そうすると、ワーキンググループが曖昧になり、どういうワーキンググループかという事を書かなければいけなくなってくるので枠にはまってしまうのだと思います。ワーキンググループは固定式ではないので書きにくいのもかもしれません。
神宮委員	第2条の目的の所の、(附則別表)の所で、固定的な会則から考えると、「協働の基本原則(附則別表)」ではなくて、「基本原則に掲げる」の様に書くと文章的にはいいのかなと思います。
高橋委員	括弧書きをなくして、基本原則を基に活動するという事にして、会則の最後に「基本原則」として書けばいいという事ですね。

神宮委員	それが一番具体的ななのかもしれません。陣内副委員長が言った「保全」というものは今のものなのか、という問題はどうか。
高橋委員	保全は必ずしも守りだけではないと思っています。定義がないので人によってイメージが違ふとは思いますが。一般の人の概念としては、今あるものを守っていくという事だと思います。
青木委員	しかし、今は創造を含めた概念に近づきつつある段階ですよ。
高橋委員	イメージとしては、今残っている自然を守るだけではなくて、創造も含めたものが入っていると思います。
青木委員	尾瀬なんかでは、復元するという事も明確に謳われていますので、それがもう一歩進めば創造という事になります。
高橋委員	「自然保護」との違いがそこにあるのかなと思っています。
三宅委員長	いろいろな意見がでましたが、もう一度、最初から整理した方がいいと思います。それと、最後にペンディングする事にしました第3条の役割の中で、(2)の「市域全体へ広げ、活性化を図る」という所をもう少しアグレッシブにという意見が出ましたが、いかかでしょうか。
森本委員	情報を発信することですかね。
三宅委員長	3項に積極的な発信をしますと書いてあります。
森本委員	名称ですが、もう少しシックリくる様なものはありませんか。「環境市民会議」というものが浮かんだのですが、少し固い様な気がします。
高橋委員	この事業者、市民、行政が協働のというこの「協働」というものを表現して一番分かりやすくしてメインになっていくものが「パートナーシップ」という言葉なのです。ですから、この言葉がキーワードになると思うので、「パートナーシップ」という所は除けないと思います。「パートナーシップ」を表現するもっと短い言葉があるかどうかです。
青木委員	これは正式名ですよ。正式でなくてもいいので、あとで愛称を考えればいいと思います。
森本委員	フォーラムという言い方もあると思います。
事務局	大津フォーラムや都のフォーラムといった名称の所もありますし、川越市の様にネットワークといった言葉を使っている所もあります。
高橋委員	強いて言えば、一番最後についている「会議」という言葉が、人が集まって話し合っているだけ、というイメージがあり、活動のイメージが無いと思います。
事務局	名称につきましては、2月20日位までに案を出していただいて、良い名称にしていきたいと思います。今日の準備会で皆さまから出された意見をまずは優先的にあげて行きたいと思っています。
三宅委員長	名称につきましてはいろいろな意見を出していただければと思います。
事務局	一点だけよろしいですか。協働の基本原則の所ですが、別表とか附則とかいう事ではなくて、皆さんが分かりやすい様に最後に書くという事になりましたが、最終的にはそういった整理の仕方によろしいのですか。
三宅委員長	本文に入れるのは少し馴染まないの整理がしにくいという事で、どこかにまとめて書くのは賛成です。別表で構わないという意見もありましたが、協働の基本原則という事で、一番最後に書くという事です。
高橋委員	最終的に個人の意見をまとめさせていただくと、表である必要がないと思いますので、別表ではなくて、どこかに「基本原則」と書いて主張しておけばいいと思います。
三宅委員長	意見が分かれますが、規則ですと別表があった方がいいと思います。「別表」と書けば、本文との位置関係が分かると思いますので。大変だと思いますが、事務局で最終回までに整理していただければと思います。

発言要旨 【 2 . 今後のスケジュールについて】	
三宅委員長	それでは、議題2の「今後のスケジュールについて」に移りたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>今後のスケジュールについてですが、準備会につきましては、2月下旬に最後の準備会を開催いたしまして、最終的な取り纏めを行いまして準備会は終わる事になります。その後につきましては、市、市民、事業者の協働によりまして、パートナーシップ組織設立に向けての事務打ち合せ会という名の下に進めていければと考えております。</p> <p>設立の総会でございますが、総会内容の検討や、会議やワーキンググループの会員の募集などを考えますと、6月上旬、できれば6月5日の環境の日に華々しく設立総会を開催できればと事務局レベルでは考えております。3月以降の事務打ち合せ会でありませんが、これまで毎月1回、皆さまと議論をさせていただきました経緯もございますので、できる限りこの準備会メンバーと私も事務局をベースといたしまして、更に新たにコアスタッフ的な方々を迎えまして、引き続き協働で設立に向けた準備を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、3月にはコアスタッフの募集でありますとか、環境パートナーシップ会議の周知というものを開始いたしまして、4月からは正式に会員を募集していければと考えております。スケジュールの案としては以上です。</p>
三宅委員長	質問などがありましたらお願いします。
神宮委員	会員の募集についてですが、住所と名前を書いてもらうだけですか。宇都宮城の会員の募集をした時にかかわったのですが、ただ単に住所と名前とお城を作るのに賛同ですか、という事で募集をしたのですが、そのあとに会合の時にボランティアをできる会員かどうかを分けていたのですが、その時の人員の整理の仕方が大変だったのです。例えば、募集の時にどういう事に興味があるとか、平日に参加できるのかを確認していなかったために、事務局がすごく大変な思いをしたのです。ですから、こういった目的や趣旨で参加するのかなどを確認した方がいいと思います。
事務局	今の段階でワーキンググループが3つあり、これが実際に動いていきますので、そういったもので区別をしながら、ワーキンググループごとに参加できる方という形で募集していきたいと考えています。
陣内委員	栃木県の環境の環の募集というのはかなり細かく行っていると思います。
事務局	そのことにつきましては、基本的に事務打ち合せ会で具体化していきたいと考えている所ですが、例えば、高槻環境市民会議の募集では、自己紹介やメッセージなどを書いていただいているので、その上で申し込みをしていただいているので、そういった方法もありますので、その辺を考慮しながら皆さんで協議していただいて参加募集をかけたいと考えています。
神宮委員	個人の事を考えると、栃木県のエコライフネットワークに個人でも団体でも参加しているのですが、団体で参加した場合、例えば何百人もいる団体でも会費は団体会費で、会費がなかなか集まらないのです。参加するのも3分の1程度で、なかなか下の方に流れていかないのです。ですから、個人で参加するべきであると言っても、なかなか入って貰えないというのが現状としてあります。
森本委員	会員になりたいという動機になる様な何か魅力があれば入りたいと思いますし、入会の勧誘もできると思いますので、魅力的な何かを検討していかないといけないと思います。
高橋委員	環境パートナーシップ会議のワーキンググループというものが、テーマを決めて活動しましょうという事なので、基本的に個人会員を大切にしなければ実際にワーキンググル

	ープは動いていかないで、今までのものよりもこの会議においては、テーマを重視してそこについてくる個人会員を中心に考えていかないといけないと思います。他の大きな団体は賛助会員で会費を払っていただいて、名前を出しますよ、といった形でいいのかなと思います。そうしなければ、その団体の会長が自分の会員を引っ張ってこなければいけなくなってしまうので、またそこに苦勞をかけてしまう事になると思います。
三宅委員長	きちんと育て、環境基本計画をサポートする立場になって、環境の事についてはこの会議に相談すれば大丈夫だという様になっていけばいいと思います。
神宮委員	個人が集まって、結果的に団体ができていけばいいと思います。
三宅委員長	既存の団体を巻き込みたいとも感じたのです。
神宮委員	あくまでも市民が環境に対して対応できる様にならないといけないと思います。
山形委員	個人会員というのは、1人1口ということですか。家族で入りたいという場合も個人会員で1人1口なのですか。
事務局	今の段階ではそういった事は含まれていなくて、個人で1口、家族が3名ならば3口という様に読み取れると思いますが、この事については今後検討したいと思います。例えば、グリーントラスト宇都宮というのは、家族会員というのも募集してしまっていて、個人会員と家族会員に区分を設けている組織もあります。
大谷津委員	家族会員については、事務局で検討していただければと思います。
荒木委員	野鳥の会の栃木県支部というのは、個人会費3,000円、家族会員は3,500円で家族何人でも構わないという形です。
三宅委員長	いい指摘がありました。家族会員についてという事です。
事務局	グリーントラストの会費につきましては、個人会費が2,000円、家族会費が3,000となっております。
三宅委員長	今後のスケジュールに戻りますが、2月でこの準備会は終わりました、3月からは設立に向けてという事になります。何か質問はありますか。
森本委員	3月上旬からワーキンググループの参加者募集となっておりますが、募集要項の様なものは2月下旬までに作成するのですか。
事務局	募集要項ではないのですが、パンフレットにつきましては、4月の初め位から募集を開始したいと考えていますので、3月の打ち合せ会で作成できればと考えております。
高橋委員	4月からの会員募集ではなくて、3つあるワーキンググループの参加者募集についてはどのように募集するのかという事だと思うのですが。
事務局	今の所、事務局レベルで考えているのは、皆さまの人的ネットワークでありますとか、口コミなどで本当に一生懸命活動していただける方を入れていただいて、そのコアスタッフ的な人になり得る方を一緒に募集できればと考えています。
森本委員	それについても、ワーキンググループごとに確実に練っていかないと間に合わなくなってしまうですね。
三宅委員長	今後のスケジュールについてはよろしいでしょうか。よろしければ、議題1・2とも終了ですが、改めて何か質問等ありますか。
陣内委員	会則なのですが、条例を検討する時に前文というものがあって、何でこの条例が必要なのかという事なのですが、理念とか哲学的な事を書くという事がよくあるのですが、できればそういうものがあれば、募集要項にも書けたりしますし、説明する時にもやりやすいと思いますので、いろいろご意見が出た中で、山形委員の発言にもあった、人間だけではなくて、もっと広域的に活動するとかがあれば入れやすいと思います。本来であればこのメンバーが書かなければいけないと思いますが、そういうものがあればいいと思います。
事務局	この事につきましては、他の事例を見ますと、設立趣意書というものがあって、そ

	の趣意書の中で、考えを述べているものがありますので、検討したいと思います。
三宅委員長	他に何かありますか。それでは1つ確認になりますが、次回は第7回目という事で最終回になりますが、今予定されているのが2月26日午後6時からとなっております。会議の中身につきましては、会議の最終決定を行っていきたいと考えています。それでは、事務局または皆さんからは何かありますか
	特になし。
三宅委員長	それでは以上で、第6回環境パートナーシップ会議設立準備会を終了いたします。ありがとうございました。
閉会 : 午後8時15分	